

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社La Vita
主たる事務所の所在地	〒180-0002 東京都武蔵野市吉祥寺東町1-8-9
代表者(職名・氏名)	代表取締役 増子 隆之
設立年月日	平成19年10月18日
電話番号	0422-22-5590

2. 事業所の概要

事業所名	ラ ヴィータ柳沢
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒202-0015 東京都西東京市保谷町3-25-12 1F
電話番号	042-452-0151
指定年月日・事業所番号	平成25年1月1日 第 (1375424288) 号
サービスを提供する地域	西東京市

同事業所の職員体制

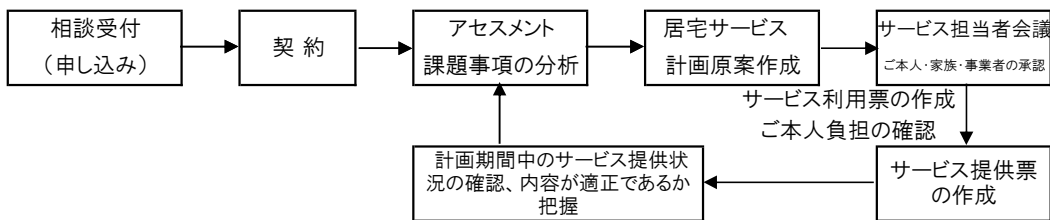
	基礎資格	常勤	非常勤	計
管理者(兼介護支援専門員)	介護福祉士	1 名	名	1 名
介護支援専門員	介護福祉士	2 名	1 名	3 名
介護支援専門員	鍼灸師	1 名	名	1 名
合計人員数		4 名	1 名	5 名

営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前9時00分 から 午後5時30分

＊ただし国民の休日および年末年始(12月31日～1月3日)は休業とさせていただきます。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料のご負担に関して

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

※ 詳細料金体系につきましては契約書【別紙】にてご確認ください。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金のかかりません。

(3) 交通費

職員が業務の為利用者の同意を得て担当地域外に出張した場合は交通費の実費が必要となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がご説明のためお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

また、介護支援専門員は利用者やその家族に対し、利用者が居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、利用者の意志に基づいた契約であることを確保いたします。

指定居宅介護支援の提供に当たり、指定居宅サービス等が公正中立に行われるために、訪問介護・通所介護・福祉用具・地域密着通所介護について、当該居宅介護支援事業所において位置づけをした割合（前6カ月、上位3位まで）について説明を利用者又はその家族に行うものとする。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただければいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は終了1カ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1・2と認定された場合

・ご利用者がお亡くなりになった場合、もしくは被保険者の資格を喪失した場合

・特段の理由なくサービスのご利用が無い期間が3か月以上継続した場合

④ その他

・事業者は、利用者身元引受人またはご家族が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱した行為を事業所に対してなし、事業所の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めるときは、文書による通知によりこの契約を解除することができます。

6. サービス内容に関する苦情

当事業所	相談苦情窓口 責任者: 秦野 亮 電話 042-452-0151 FAX 042-452-0152 (受付時間 月曜～金曜 9:00～17:30但し、祝日および12/31日から1/3日は除く)
当事業所以外	西東京市田無町地域包括支援センター 電話 042-467-8850
	西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係 電話 042-420-2816 (受付時間 月曜～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く))
	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 03-6238-0177 (受付時間 月曜～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く))

7. 緊急時の連絡対応について

電話	月曜日～金曜日 9:00-17:30 (但し祝日及び12/31～1/3を除く) 上記以外又は事務所不在時 (留守番電話転送対応)	042-452-0151
	緊急時連絡先	090-9124-1509 080-3914-3173

8. 大規模災害発生・感染症蔓延時の対応について

大規模災害発生や感染症蔓延により、当該事業所単体にて運営が困難な状況が発生した場合、近隣の当法人が運営する事業所と連携し、業務を継続できる取り組みをします。

また、上記運用にて対応範囲を超える場合には、地域近隣の事業所と連携をはかり、必要なサービスが安定的・継続的に提供できる様に計画の策定・研修・訓練を行います。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

事業所	ラ ヴィータ柳沢	電話	0422-22-5590
ご家族等	様（続柄）電話		
他関連機関等	電話		

10. 虐待の防止について

- 一 指定居宅介護支援事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
- 二 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 三 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 四 苦情解決体制を整備する。
- 五 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 六 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討事項に従業者に周知徹底する。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	無し
実施した評価機関の名称	無し
評価結果の開示状況	無し

12. 介護現場でのハラスメント対応について

利用者及びご家族や介護者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

事業所の申し入れにもかかわらず当社職員へのハラスメント行為について改善の見込みがなく、適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めるときは、事前通知によりこの契約を解約することがあります。

13. その他

- ① 計画対象期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合や要介護認定を行った場合、各種の減免に関する決定等を受けた場合、また生活保護・公費負担・医療の受給資格に得喪があった場合は速やかに当事業所にご連絡下さい。
- ② 居宅サービス計画に記載されている短期入所生活介護や短期入所療養介護の利用にあたっては、利用前に当事業所にその旨ご連絡下さい。なお、やむを得ず連絡なしにご利用した場合、遅くとも月末までには当事業所にご連絡下さい。
当事業所に上記①、②の連絡をいただけなかった場合は、法定代理受領の取り扱いができずにご利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになります。

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 株式会社 La Vita
ラ ヴィータ柳沢 (1375424288)
住 所 東京都西東京市保谷町3-25-12 1F
代表者名 代表取締役 増 子 隆 之 (印)

担当介護支援専門員 氏名 (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援サービスについての重要事項の記載内容について説明を受け同意をいたします。

年 月 日

(利用者)

住所

氏 名 (印)

(代理人)

住所

氏 名 (印)

(続柄:)